

市バスの民営化に向けての基本方針が交通局より示されました。

「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針」によりますと、

- (1) 現在のバス路線を一括して大阪シティバス㈱に引き継ぐ。
- (2) 大阪シティバスの株式は地下鉄の「新設会社」が引き継ぐ。
- (3) 市バスの職員は㈱大阪シティバスに引き継ぐ。
- (4) 路線、運行回数、運賃などは5年程度、現行水準を維持する。
- (5) 大阪市との協議体を設置し、必要な路線の維持と寄り良いサービス提供を目指す。

というのが、主な点となります。

以下、交通局の資料に基づいて、詳しくお知らせします。

- 1、 大阪シティバス㈱に引き継ぐ事業の種類及び範囲  
大阪シティバスに引き継ぐ事業の種類は大阪市交通事業の設置等に関する条例第2条の自動車運送事業の廃止に係る自動車運送事業とし、引き継ぐ事業の範囲は、引継ぎ時に大阪市自動車運送事業が運行している路線とする。
- 2、 大阪シティバスの株式の保有  
大阪市高速鉄道事業会計に属する大阪シティバスの株式は、大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業を引き継ぐために本市は出資を行い設立した株式会社（以下「新設会社」という）に引き継ぐものとする。
- 3、 大阪市自動車運送事業会計に属する資産及び負債の取り扱い
  - (1) 大阪市自動車運送事業会計に属する資産については、(3)等を除き、大阪市高速鉄道事業会計へ有償所管換えし、企業債等の債務の返済資金に充当することとする。なお、資産の有償所管換えしても返済資金等が不足する場合は、大阪市高速鉄道事業会計が負担するものとし、大阪シティバスには負債を引き継がない。
  - (2) 大阪高速鉄道事業会計へ有償所管換えした資産のうち、大阪シティバスがバスの運行に必要な営業所、バス車両等の資産は、新設会社が大阪シティバスに賃貸するものとする。
  - (3) 大阪シティバスがバスの運行に必要で同社において所有することが適当な機器及び資産備品は有償、停留所施設等は無償により同社へ譲渡するものとする。

- 4、 大阪シテイバスの目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、同社の方針に基づき必要な職員を引き継ぐものとする。
- 5、 引き継ぎに際して大阪シテイバスに求める事項
  - (1) 輸送の安全確保は、運輸事業の基本で社会的重大課題であることから、経営判断の最優先課題とし、ハード・ソフト両面から、揺るぎのないよう取り組むこと。
  - (2) 本市交通局が「ひとにやさしい市営交通」を目指し、先進的に安全施策やバリアフリー施策に取り組んできた精神を、その歴史や経過を踏まえ、経営理念の根本として承継すること。
  - (3) 自らの経営責任で交通機能を確保・充実していくとともに、鉄道との連携を進め、地域の利便性確保に貢献していくこと。
  - (4) 路線、運行回数、運賃などは原則として引継ぎ後概ね5年程度は引継ぎ時の水準を維持するものとし、その後も本市の交通政策部門が設置する「バス運行にかかる協議体」に参画し、協議・調整を行いながら、必要な路線の維持とより良いサービス提供を目指していくこと。
  - (5) 大阪シテイバスに関する諸課題について連絡調整するため、本市との間で会議体を設置すること。